

インフルエンザ出席停止期間の基準について

学校保健安全法施行規則により「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」を出席停止期間としています。受診した医師の判断を聞き、出席停止期間は家庭で安静に過ごしましょう。

[illegible]